

みんながあなたを支えている、あなたもみんなを支えている

支えあいの制度！国民健康保険

国民健康保険は、加入者の方が病気等になった場合に安心して医療を受けられるように、みんなでお互いに助け合おうという制度です。

● 医療費の自己負担割合と加入状況

70～74歳の方には「高齢受給者証」が、重度医療・ひとり親家庭医療・子ども医療費助成制度をご利用の方には「医療費助成受給者証」が、保険証とは別に発行されます。必ず保険証と一緒に医療機関に提示してください。

国保の被保険者数は年々減少しており、平成29年度は、市全体の23.9%となっています。加入者を年齢別にみると、70～74歳が最も多く、国保加入者の63.0%を占めています。(H29. 4. 1 現在)

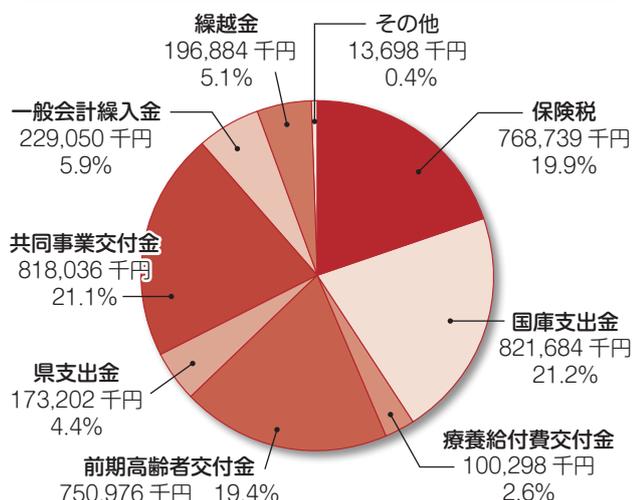
対象年齢	0～6歳 (小学校入学前)	7～69歳	70～74歳
自己負担割合	2割	3割	1割（昭和19年4月1日以前にお生まれの方） 2割（昭和19年4月2日以降にお生まれの方） ※ただし、現役並み所得者は3割負担
加入者数	149人	2,525人	4,551人
国保加入者に占める割合 (加入者総数：7,225人)	2.0%	35.0%	63.0%
韮崎市の人口に占める 国保加入者の割合	23.9% (韮崎市の人口数：30,191人)		

● 国保会計収支決算の状況

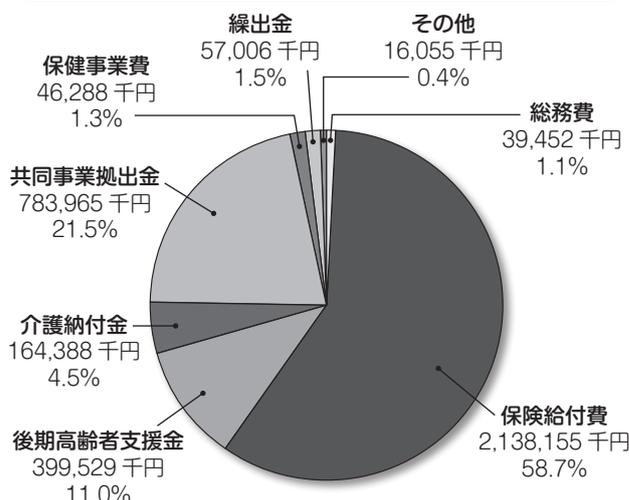
歳入では、国保会計の基礎となり最も大切な財源となっている保険税が全体の1/5を占めています。このほか、支払った医療費等に基づいて算定される国・県からの支出金や65～74歳の被保険者の割合によって交付される前期高齢者交付金が大なる割合を占めています。

歳出では、診療報酬や薬価の改定の影響を受けて、保険給付費が前年より0.5%減少しましたが、歳出全体の3/5を占めています。このほか、県内市町村が共同で事業を行うための共同事業拠出金が、制度改正により増額となり、大なる割合を占めています。

平成28年度 歳入 38億7,256万7千円

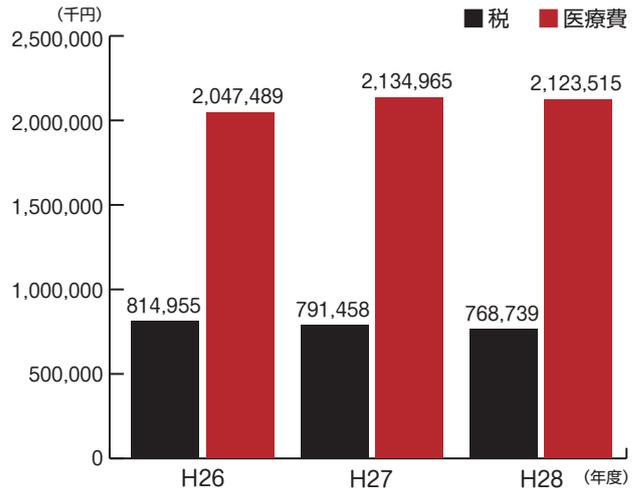


平成28年度 歳出 36億4,483万8千円



● 保険税と医療費の推移

医療費は、高額新薬の影響が落ち着いたことや、診療報酬・薬価の改定等の影響により、前年度に比べ0.5%減となりました。また、保険税は、被保険者数の減少により、前年度に比べ2.9%の減となりました。国保に加入している皆さんが医療機関にかかった時、医療費の本人負担分（1～3割）を支払いますが、残り（7～9割）は、皆さんが納める保険税等により医療機関に支払われます。保険税は、国保会計の基礎となる最も大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。なお、納付が困難な方は、保険税を滞納する前にご相談ください。また、市では医療機関の適正受診による医療費の削減を図るため、重複受診・頻回受診をされている国保被保険者の方を対象に、訪問相談・指導等を実施しています。



● 保険税の減免・軽減、一部負担金(医療費の窓口負担分)の減額・免除

火災や風水害により生活が著しく苦しくなった、疾病や負傷等で失業し収入が著しく減少したなど、特別な事情により保険税の納付が困難となった時や、平成21年3月31日以降に倒産、解雇、雇い止めなどにより離職され、雇用保険の失業給付を受給される国保加入者の方は、保険税の軽減を受けることができます。また、特別な事由に該当し生活が著しく困窮することにより、医療費の窓口負担額の支払いが困難となった時は、窓口負担額の減額、免除、徴収猶予等を受けることができます。

いずれの場合も申請が必要となりますので、詳しい内容はお問い合わせください。

● 平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

「国民皆保険制度」をご存知ですか？誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人がいずれかの健康保険に加入し、支え合うしくみです。この国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるため、平成30年度から、市町村とともに都道府県も国民健康保険制度を担うこととなります。国が財政支援を行い、都道府県内で保険料負担を公平に支え合うしくみになるため、市町村財政が安定します。国保に加入している皆さんのお手続きや保険税の課税、徴収といった事務は、今までと変わりなく市町村が行います。

国保医療担当からのお知らせ

【他の健康保険へ加入された場合は手続きが必要です】

国保から他の健康保険に加入された場合には、ご自身で国保喪失の手続きが必要です。加入した健康保険証と韮崎市国民健康保険証をお持ちになって、窓口で必ず手続きをしてください。

【高額療養費の申請には領収書が必要です】

高額療養費の支給対象となる方には支給申請案内を送付していますが、申請時には対象となる月の領収書が必要となります。領収書がない場合は、高額療養費の支給額が減額になったり支給されなくなったりしますので、医療機関の領収書は紛失等しないようにしましょう。

【交通事故などでの受診には届出が必要です】

交通事故や暴力行為などの第三者（加害者）の行為による病気・けがの治療費は、被害者に過失のない限り加害者の全額負担が原則です。それらの病気やけがで治療を受けた時は、加害者が負担すべき医療費を国保が立て替え、あとから被害者に代わって請求をすることになりますので、必ず市に届出をしてください。また、自転車やバイクの自損事故などにより医療機関を受診する場合にも、市へ届出が必要です。

【安心・節約 はじめましょう！ジェネリック医薬品】

増え続ける医療費の3割が薬剤費と言われています。ジェネリック医薬品は価格が新薬の3～5割程度安価になり、有効主成分も同等の効果が確認されていますので、医療の質を落とさずに負担を軽減することができます。

■お問い合わせ 市民課 国保医療担当（内線 127～129・137）